

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 委員会特別会合報告書

2011年8月23-27日  
オーストラリア、シドニー

委員会特別会合報告書  
2011年8月23-27日  
オーストラリア、シドニー

議題項目 1. 開会

1. 議長であるアブドゥル・ゴファル博士（インドネシア）は、委員会特別会合を開催するとともに、全ての参加者を歓迎した。
2. 参加者リストは、別添 1 のとおり。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

3. 委員会は、拡大委員会特別会合による全ての勧告事項（別添 2）を承認した。

議題項目 3. その他の事項

4. その他の事項の議論はなかった。

議題項目 4. 会合報告書の採択

5. 委員会特別会合報告書が採択された。

議題項目 5. 閉会

6. 会合は、2011年8月27日午前9時40分に閉会した。

## 別添リスト

### 別添

- 1 参加者リスト
- 2 拡大委員会特別会合報告書

参加者リスト  
委員会特別会合

議長

アブドゥル・ゴファル                      ディポネゴロ大学漁業海洋科学部教授

科学委員会議長

ジョン・アナラ                              メーン湾研究所主任研究官

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド	農業・漁業・林業省副事務次官
イアン・トンプソン	農業・漁業・林業省局長
ギャビン・ベッグ	オーストラリア農業資源経済科学局部長
アナ・ウィロック	農業・漁業・林業省 国際漁業課長
カトリーナ・フィリップス	農業・漁業・林業省国際漁業担当主任
マシュー・ダニエル	オーストラリア漁業管理庁 SBT 漁業部長
キャスリン・リード	持続可能性・環境・水資源・人口・地域社会省持続可能漁業担当課長補佐
ミーガン・ワトソン	外務貿易省行政官
シモーナ・ティミンズ	法務省国際法室主任法律官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル部長
ニック・ライアン	オーストラリア漁業管理庁局長
メーディ・ドロウディ	南オーストラリア州第一次産業・資源省 漁業養殖業課長
エリズ・クラーク	オーストラリア漁業管理庁国際漁業遵守担当主任

## インドネシア

アガス A. ブディマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
アンソリ・ザワウイ	海洋漁業省課長
エルニ・ウィジャジャンティ	海洋漁業省課長補佐
フィフィ・リフィアニ	海洋漁業省課長補佐
R.アディ・テジャマカヤサ	海洋漁業省
イーワン・ファクリ	海洋漁業省係長
リフキー・セティアワン	海洋漁業省係長
フェリー・アナン	海洋漁業省
ウディアント	漁業管理保存研究センター主任研究官
ラマアノム・カーニアワン	外務省係長

## 日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部遠洋課
谷村 栄二	在オーストラリア日本国大使館参事官
伊藤 智幸	水産総合研究センター 遠洋水産研究所
小船 憲佳	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合

## ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	漁業省科学部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業上席分析官
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	外務貿易省法律顧問

## 大韓民国

ヒュンヌク・クオン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
-----------	-------------------

ジュンレ・キム  
ツァンギム・キム

農林水産食品部国際漁業機関課  
国立漁業調査開発研究所主任研究官

## オブザーバー

## 漁業主体台湾

シューリン・リン  
シャン・ピン・ワン  
ホーシン・カン  
ウエンジャン・シェ  
インハー・リュウ  
クワンティン・リー

行政院農業委員会漁業署主任  
国立台湾海洋大学準教授  
対外漁業協力発展協会アシスタント  
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会会長  
インド洋漁船運営委員会会長  
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

## 欧州共同体

マルコ・ダンブロシオ

欧州委員会外務・海洋法・地域漁業機関担当国際連携官

## 南アフリカ

クレイグ・スミス  
リソロムジ・フィキゾロ  
マリサ・カショルテ  
ドン・ルーカス

農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業  
管理担当  
農業・林業・漁業省課長  
農業・林業・漁業省政策分析官  
南アフリカまぐろはえ縄協会会長

## ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

アレキシア・ウェルビラブ  
ニコラ・ベノン

上席計画マネージャー  
上席計画マネージャー

## トラフィック

グレン・サント

世界海洋計画指揮官

## 通訳

馬場 佐英美  
小池 久美  
山影 葉子

## CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー	事務局長
鈴木 信一	事務局次長
サイモン・モーガン	データベースマネージャー
コズエ・ローガム	事務担当官

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 2

## 拡大委員会特別会合報告書

2011年8月23-27日

オーストラリア、シドニー



## 拡大委員会特別会合報告書

2011年8月23-27日

オーストラリア、シドニー

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1. 特別会合の議長及び副議長の確認

1. アブドゥル・ゴファル博士（インドネシア）が拡大委員会（EC）特別会合の議長となることが確認された。香川謙二氏が副議長となることが確認された。
2. 議長は、会合を開会し、代表団及びオブザーバーを歓迎した。議長は、この会合は、CCSBTの管理方式を評価及び採択するという非常に重要な目的のため、当初3日間の会合を予定していたことに言及した。しかしながら、本年初めに発生した日本における地震及び津波による大災害のため（これに関して、議長は日本に対して深い哀悼の意を表明した）、CCSBT SFMWG 会合をキャンセルせざるを得なかった。したがって、今次会合は、キャンセルとなった当該会合において審議予定であったいくつかの項目について議論を行うことが可能となるよう2日間延長している。

#### 1.2. 議題の採択

3. 議題は、別紙1のとおり採択された。
4. 参加者の紹介が行われた。参加者リストは、別紙2のとおり。
5. 会合に提出された文書のリストは、別紙3のとおり。

#### 1.3. オープニング・ステートメント

##### 1.3.1 メンバー

6. ECのメンバーによるオープニング・ステートメントは、別紙4のとおり。

##### 1.3.2 協力的非加盟国

7. 協力的非加盟国（CNM）によるオープニング・ステートメントは、別紙5のとおり。

### 1.3.3 オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは、別紙 6 のとおり。
9. 議長は、「The FishSite」が最近のニュースとして、大西洋くろまぐろの貿易禁止に関する問題を取り上げていたことに触れ、自分はこれと同じ懸念を有する一方で、みなみまぐろに関して同じような問題が生じないことを希望していると述べた。このため、議長は、この会合を活気づけるべく、「みなみまぐろに代わって」という詩を朗読した（別紙 7）。

## 議題項目 2. 拡大科学委員会 (ESC) からの報告

10. ESC 議長のジョン・アナラ博士は、2011 年の ESC 会合報告書（別紙 8）を発表した。
11. ESC 報告書において提起されている課題に関するの広範な質疑の後、EC は、ESC 報告書を採択した。また ESC は、候補となった 2 つの管理方式の最も良い部分を組み合わせて、新たに勧告することとなった管理方式（バリ方式）を作成するために行われた様々な作業にも留意した。

## 議題項目 3. 管理方式の評価及び採択

### 3.1. 管理方式及び関連するパラメーターの選定

12. EC は、ESC が勧告した「バリ方式」に合意した。また、EC は以下のとおり合意した。
  - 管理方式の実施前に、当初の削減期間（IRP）を導入する必要はない。
  - 第 15 回科学委員会会合報告書別紙 10 のメタルール・プロセスを使用して、例外的な状況が存在しているかどうかを判断し、そして、かかる状況に対応するために利用されるプロセスを特定する。
  - 一部のメンバーは、メタルール・プロセスに加え、特別な状況のための緊急的な対応策を講じる構想を支持することを表明した。この問題は、CCSBT18 において更に検討する必要がある。
  - 管理方式が勧告する最初の TAC は、各メンバー/CNM によって、当該管理方式の採択の後の直近の漁期から実施する<sup>1</sup>。ニュージーランドに

---

<sup>1</sup>すなわち、管理方式による**最初の TAC** 勧告と、当該 TAC の実施の間には、1 年間のラグを設けない。

関しては、最初の TAC は、2011 年 10 月 1 日に開始する漁期に対して、遡及的に適用されることとなる。他方、その後の TAC については、管理方式による TAC の勧告と、当該 TAC の実施の間には、1 年間のラグを設ける。すなわち、別紙 9 のとおり、管理方式は、2011 年、2013 年<sup>2</sup>、2016 年、2019 年等々の 9 月ぐらいに TAC を勧告し、それぞれ 2012 年、2015 年、2018 年、2021 年等々（1 月～12 月漁期の場合）に実施することとなる。

- メンバーの科学者は、管理方式のコーディネーターと協力して、バリ方式についての 12 通りのオプションに関する具体的な TAC の勧告結果を提供し、CCSBT18 の前にメンバーが検討できるようにする。かかる 12 通りの管理方式は、更なる決定のベースとなるものであり、以下の組み合わせがある。
  - 2030 年及び 2035 年をチューニング年<sup>3</sup>とする。直近の ESC の結果は、過去に行った将来の再建予測よりもより楽観的なものを示しており、最も緩やかに再建するオプション（2040 年にチューニング）を除外することを可能にした。
  - TAC の最大変更幅を 3000 トン及び 5000 トンとする（TAC の増加及び削減の両方に適用）。
  - 最初の TAC 設定期間において 1000 トン増加する場合と、管理方式がその期間の TAC を増加させないための特別な措置を有する場合と有しない場合。
- CCSBT18 において、EC は、バリ方式のオプションの更なるバリエーション、すなわち事前に特定されていないものや、計算や TAC 勧告が行われていないものを検討することは困難である。
- CCSBT18 において、仮に最初の期間に TAC を増加させる管理方式を選定する場合には、ESC からの勧告及び現在の非常に低い産卵親魚資源量に留意しつつ、EC はその増加の程度を検討し、当該最初の期間において小規模な TAC 増加を認めるか否かを決定する。

---

<sup>2</sup> 「ラグなし」から「1 年間のラグ」への移行のため、2013 年の TAC 勧告は、前回の TAC 勧告の 2 年後、その次の TAC 勧告の 3 年前となる。その後の TAC 勧告については、全て 3 年間隔となる。

<sup>3</sup> 「チューニング年」とは、選定された管理方式において、当該年までに産卵親魚資源量を暫定的な再建目標に到達させる年をいう。

### 3.2. 3年間のクォータブロックに関する規則の策定

13. 少人数作業部会は、3年間（管理方式は当該期間に対して1つのTACを算出）における漁獲配分を管理するための規則を検討した。過小漁獲に関する規定については、ECが未漁獲分の繰り越しに関する合意に達する前に、整備すべき監視及び精算方法について更に検討する必要がある。勧告される事項は、原則として以下のとおりであるが、以下の検討結果によっては変更される可能性がある。
  - 漁獲量は、未漁獲分の繰り越しに関する限定的な規定が適用される場合を除き、3年間の各年において同じ水準に設定された年ごとの個別TACの範囲内で管理される。
  - 繰越制度に伴う行政的煩雑性の可能性に留意しつつ、メンバーは、このような制度を導入するかどうか選択することが可能である。
  - 仮に、ある年の漁獲配分量が過小漁獲であった場合、当該メンバーの年間配分量の最大20%を次の割当年に限り繰越すことが可能である。
  - 繰り越された割当量は、その次に繰り越される不足漁獲分にはならない。
  - 3年間のブロックの最後の年から、次のブロックの最初の年への未漁獲分の条件付き繰越し（TACが同じか増加する場合に限る）については、検討が必要である。
14. 少人数作業部会からの勧告は、遵守委員会及びECによって検討されるべきである。また、「3年間の管理方式期間」間の繰越しが可能かどうか、及び繰越しの方法について、更なる議論が必要である。
15. 将来のTACの算出に係るラグについての合意が形成されていることにかんがみ、平均年間割当量を超える漁獲に関する具体的な規定を設ける必要性はない（ただし、メンバーは、引き続き全ての過剰漁獲が返済されるものと想定している）。

## 議題項目 4. 総漁獲可能量及びその配分

### 4.1. TAC

16. MPが勧告する最初のTACと当該TACの実施の間に1年間のラグを設けないため、MPは2012年のTACを勧告することとなる。

## 4.2. TAC の配分

17. EC は、今次会合において将来の TAC の配分に関する最終的な決定を行うことは困難であったが、CCSBT18 において議論を継続する予定である。ただし、EC は、以下のとおり、将来の TAC 配分に関する総論的事項に合意している。
- 任意の漁獲削減を実施しているメンバーについては、当該削減を中止することができるようにすべきである。
  - 全てのメンバーは、配分量を CCSBT16 報告書において明記されている名目量に戻すこと、及び資源状況が許せば可能な限り速やかに全てのメンバーの配分量をそれぞれの名目量に移行させることに関心を有している。
  - 日本の実際の TAC 配分量を、同国の名目配分量の比率に戻すためのプロセスを策定する必要がある。その時期、比率、及び第 13 回委員会年次会合報告書第 66 パラグラフに記載される配分量の回復のための条件の達成状況は、今後の議論次第である。
  - SBT の生息国である南アフリカの状況が認識され、同国への配分レベルについての真摯な検討が継続中である。条約第 8 条 4 に基づく新規の配分については、南アフリカの条約への加盟が条件となる。
  - TAC を増加させる場合においては、仮に TAC 増加部分が比例的な形で配分されない（例えば、新規メンバーへの配分、過去の配分量への復活等）としても、全てのメンバーはその増加量のいくらかの割合を享受すべきである。
  - CNM が条約に加盟する場合を除き、最初の TAC 設定期間における CNM への配分量は現在のレベルを維持する。
18. EC は、CCSBT18 において異なる配分オプションを検討及び評価するための手段が、同会合前に策定されるべきことを勧告した。オーストラリアは、同国がそのような手段の策定を試みることに合意した。
19. 欧州連合及び南アフリカは、この議題項目の議論の多くが代表団長会合において行われていることの有効性に理解を示す一方で、それが CNM 及びオブザーバーが、かかる議論に参加するのを妨げている点を指摘した。さらに EU は、このことによって CNM やオブザーバーの CCSBT 会合への出席が無意味なものになっていることを指摘し、今後の会合においては、より開放的で透明性の高い形で会合を進めることを検討するよう要請した。

20. HIS 及びトラフィックは、かかる発言を支持するとともに、会合は現在においてもオブザーバーに公開されているが、我々が更に議論に参加できるようプレナリーの場で議論が行われることが望ましいことを指摘した。
21. 南アフリカは、CCSBT への加盟に当たっての配分量の増加に関する要求、及びかかる要求に対する検討が不透明な形で行われているように見受けられることに関して発言を行った（別紙 10）。
22. EC は、南アフリカの懸念に理解を示す一方で、資源の再建を達成できるような合意が得られるよう努力していることを理由に、同国に対して辛抱するよう依頼した。決定は容易ではなく、だからこそプレナリー外の議論が行われており、EC はこのような形式の議論が今後は必要とならないことを希望している。さらに EC は、一度再建の水準に到達してしまえば、全ての関心事項を取り入れることに対してより柔軟性が高くなることに留意した。

#### **議題項目 5. 改訂版 CCSBT 戦略計画の検討**

23. CCSBT-SMEC/1108/BGD01 の CCSBT 戦略計画案が議論された。同計画は EC によって修正され、採択された（別紙 11）。

#### **議題項目 6. CCSBT の機密性に関する取決めについての未解決事項**

24. CCSBT-SMEC/1108/BGD02 において詳述されている CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則中の 3 つの paragraph、すなわち CCSBT17 において施行されなかった部分について議論が行われた。
25. これらの paragraph を同規則から削除し、「この規則における（under these rules）」という用語をセクション 1 のタイトルに加えるという提案が行われた。会合は、CCSBT18 において更にこれらの paragraph の挿入に関してレビューを行う。

#### **議題項目 7. みなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価を支援するための漁業依存データの提供**

26. オーストラリアは、漁業に依存するデータの提供に関する CCSBT-SMEC/1108/BGD04 を提出した。日本及びニュージーランドは、オーストラリアの文書に対する修正・意見を記載した CCSBT-SMEC/1108/BGD05

及び CCSBT-SMEC/1108/BGD03 をそれぞれ提出した。オーストラリアは、メンバーからの意見を踏まえた修正版を、CCSBT18 での検討のために提出することが合意された。

27. オーストラリアは、これらの文書に対して未だ意見を表明していないメンバーに対して、全ての意見が考慮できるよう可能な限り直ちに意見を提出するよう要請した。

#### **議題項目 8. 遵守委員会作業部会のセッション**

28. 遵守委員会の議長は、作業部会を開催し、SFMWG で議論する予定であった課題に焦点を絞って、2011 年 10 月の第 6 回遵守委員会会合で終了させるべき作業の進展に役立てることとした。かかる議論の概要は、別紙 12 のとおり。

#### **議題項目 9. その他の事項**

##### **9.1. インドネシアから日本に輸出された CDS 文書及び標識を伴わない SBT についてのインドネシアからの報告**

29. インドネシアは、CDS 文書及び標識を伴わない 75 尾の SBT の日本への輸出事例への対応結果の概要を提出した。同概要は、別紙 13 のとおり。

#### **議題項目 10. 閉会**

##### **10.1 報告書の採択**

30. 会合報告書が採択された。

##### **10.2 閉会**

31. 会合は、2011 年 8 月 27 日午前 9 時 32 分に閉会した。

## 別紙リスト

### 別紙

1. 議題
2. 参加者リスト
3. 文書リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
7. 議長からの詩「みなみまぐろに代わって」
8. 第16回科学委員会会合報告
9. 管理方式が2011年10月に採択された場合のTAC実施スケジュール
10. CCSBTにおける南アフリカ代表団のステートメント
11. 改定版CCSBT戦略計画
12. 遵守委員会作業部会のセッションに関する報告書
13. インドネシアから日本に輸出されたCDS文書及び標識を伴わないSBTについてのインドネシアからの報告



**議題**  
**拡大委員会特別会合**  
**2011年8月23-27**  
**オーストラリア、シドニー**

1. 開会
  - 1.1. 特別会合の議長及び副議長の確認
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. オープニング・ステートメント
    - 1.3.1. メンバー
    - 1.3.2. 協力的非加盟国
2. 拡大科学委員会（ESC）からの報告
3. 管理方式（MP）の評価及び採択
  - 3.1. MP 及び関連するパラメーターの選定
  - 3.2. 3年間のクォータブロックに関する規則の策定
4. 総漁獲可能量及びその配分
  - 4.1. TAC
  - 4.2. TAC の配分
5. 改訂版 CCSBT 戦略計画の検討
6. CCSBT の機密性に関する取決めについての未解決事項
7. みなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価を支援するための漁業依存データの提供
8. 遵守委員会作業部会のセッション
9. その他の事項
  - 9.1. インドネシアから日本に輸入された CDS 文書及び標識を伴わない SBT についてのインドネシアからの報告
10. 閉会
  - 10.1. 報告書の採択
  - 10.2. 閉会

参加者リスト  
拡大委員会特別会合

議長

アブドゥル・ゴファル                      ディポネゴロ大学漁業海洋科学部教授

科学委員会議長

ジョン・アナラ                              メーン湾研究所主任研究官

遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

メンバー

オーストラリア

フィリップ・グライド	農業・漁業・林業省副事務次官
イアン・トンプソン	農業・漁業・林業省局長
ギャビン・ベッグ	オーストラリア農業資源経済科学局部長
アナ・ウィロック	農業・漁業・林業省 国際漁業課長
カトリーナ・フィリップス	農業・漁業・林業省国際漁業担当主任
マシュー・ダニエル	オーストラリア漁業管理庁 SBT 漁業部長
キャスリン・リード	持続可能性・環境・水資源・人口・地域社会省持続可能漁業担当課長補佐
ミーガン・ワトソン	外務貿易省行政官
シモーナ・ティミンズ	法務省国際法室主任法律官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル部長
ニック・ライアン	オーストラリア漁業管理庁局長
メーディ・ドロウディ	南オーストラリア州第一次産業・資源省 漁業養殖業課長
エリズ・クラーク	オーストラリア漁業管理庁国際漁業遵守担当主任

## 漁業主体台湾

シューリン・リン	行政院農業委員会漁業署主任
シャン・ピン・ワン	国立台湾海洋大学準教授
ホーシン・カン	対外漁業協力発展協会アシスタント
ウェンジャン・シェ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会会長
インハー・リュウ	インド洋漁船運営委員会会長
クワンティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

## インドネシア

アガス A. ブディマン	海洋漁業省漁業資源管理部長
アンソリ・ザワウイ	海洋漁業省課長
エルニ・ウィジャジヤンティ	海洋漁業省課長補佐
フィフィ・リフィアニ	海洋漁業省課長補佐
R.アディ・テジャマカヤサ	海洋漁業省
イーワン・ファクリ	海洋漁業省係長
リフキー・セティアワン	海洋漁業省係長
フェリー・アナン	海洋漁業省
ウディアント	漁業管理保存研究センター主任研究官
ラマアノム・カーニアワン	外務省係長

## 日本

香川 謙二	水産庁資源管理部審議官
川島 哲哉	水産庁資源管理部国際課課長補佐
赤塚 祐史朗	水産庁資源管理部遠洋課
谷村 栄二	在オーストラリア日本国大使館参事官
伊藤 智幸	水産総合研究センター 遠洋水産研究所
小船 憲佳	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
石川 賢廣	日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつおまぐろ漁業協同組合
羽根田 弘	日本かつおまぐろ漁業協同組合
西川 喜美男	日本かつおまぐろ漁業協同組合
鈴木 敬幸	日本かつおまぐろ漁業協同組合

## ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
ケビン・サリバン	漁業省科学部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業上席分析官
アレキサンドラ・レノックス-マーウィック	外務貿易省法律顧問

## 大韓民国

ヒュンヌク・クオン	農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
ジュンレ・キム	農林水産食品部国際漁業機関課
ツァンギム・キム	国立漁業調査開発研究所主任研究官

## 協力的非加盟国

### 欧州共同体

マルコ・ダンブロシオ	欧州委員会外務・海洋法・地域漁業機関担当国際連携官
------------	---------------------------

### 南アフリカ

クレイグ・スミス	農業・林業・漁業省課長補佐 遠洋公海漁業管理担当
リソロムジ・フィキゾロ	農業・林業・漁業省課長
マリサ・カシオルテ	農業・林業・漁業省政策分析官
ドン・ルーカス	南アフリカまぐろはえ縄協会会長

### オブザーバー

#### ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

アレキシア・ウェルビラブ	上席計画マネージャー
ニコラ・ベノン	上席計画マネージャー

## トラフィック

グレン・サント

世界海洋計画指揮官

## 通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

## CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー

鈴木 信一

サイモン・モーガン

コズエ・ローガム

事務局長

事務局次長

データベースマネージャー

事務担当官

文書リスト  
拡大委員会特別会合

**(CCSBT-SMEC/1108/ )**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
5. (CC Chair, Consultant, Secretariat) Draft CCSBT Compliance Plan and Compliance Policy Statements
6. (Japan) Japan's proposal on Resolution on strengthening compliance
7. (SC Chair) Report of the Sixteenth Meeting of the Scientific Committee

**(CCSBT-SMEC/1108/BGD )**

1. (Secretariat) Revised draft CCSBT Strategic Plan (*previously CCSBT-SFMWG/1103/04*)
2. (Secretariat) Pending issues on CCSBT Confidentiality arrangements (*previously CCSBT-SFMWG/1103/11*)
3. (New Zealand) New Zealand comments on Australian proposal for the provision of operational data (*previously CCSBT-SFMWG/1103/12*)
4. (Australia) Attachment 16 of the CCSBT 17 Report - Australia's Proposed Draft Resolution on the Provision of Fisheries-Dependent Data to Support the Scientific Assessment of Southern Bluefin Tuna and Ecologically Related Species (*previously CCSBT-SFMWG/1103/10*)
5. (Japan) Japan's proposal on information exchange (*previously CSBT-SFMWG/1103/06*)

**(CCSBT-SMEC/1108/Info )**

1. (New Zealand) Cox, A. (2009), "Quota Allocation in International Fisheries", OECD Food, Agriculture and Fisheries Working Papers, No. 22, OECD Publishing

**(CCSBT- SMEC/1108/Rep )**

1. Report of the Sixteenth Meeting of the Scientific Committee (July 2011)
2. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
3. Report of the Fifth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)
4. Report of the Fifteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2010)

5. Report of the Second meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2010)
6. Report of the Sixteenth Annual Meeting of the Commission (October 2009)
7. Report of the Fourth Meeting of the Compliance Committee (October 2009)
8. Report of the Fourteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2009)
9. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
10. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)

## オーストラリアのオープニング・ステートメント

おはようございます。

皆様のオーストラリア、そしてシドニーへのお越しを歓迎いたします。今週、皆様がこの美しい街を楽しむ機会がありますことを望んでおります。

今週、我々は、みなみまぐろ資源の再建を確保する管理方式を最終化することを主な目的として、みなみまぐろ保存拡大委員会特別会合のために集結しています。

オーストラリアにとりましては、今週は委員会の 20 年近い歴史の中でも極めて重要な週であります。今週の終わりには、みなみまぐろの産卵親魚資源を再建させるための我々一同の決意が行動に移されるかどうかが発見することとなります。

オーストラリアの優先事項を明確に述べさせていただきます。まず初めに、ごく端的に言えば、我々は、管理方式を最終化し、採択することを望んでおります。我々は、みなみまぐろの産卵親魚資源を更に減少させるリスクが低い管理方式を望んでおります。CCSBT の科学委員会からの最新の勧告によれば、産卵親魚資源は依然として極めて低く、初期資源のおよそ 5% となっており、また、仮に休漁したとしても、かかる資源は 2020 年までに 20% とする我々が合意した暫定的な再建目標まで回復しません。オーストラリアとしては、かかる勧告を踏まえ、再建の最初の数年間においては、漁獲量を予防的なレベルに維持すべきと考えます。また、科学委員会による分析は、みなみまぐろの産卵親魚資源が依然として極めて低いレベルである一方で、その回復の見込みはより肯定的であるということを示唆しています。最新の日本のはえ縄データ及びオーストラリア大湾におけるみなみまぐろ若齢魚の 2011 年航空目視調査の結果は、喜ばしいものとなっています。すなわち、仮にこれらの指標が今後も肯定的であり続けるとすれば、管理方式に基づいて全世界の漁獲量レベルを増加させる余地もあるかもしれません。

第二に、オーストラリアは、みなみまぐろの重要な沿岸生息国であり、我々の業界の本拠地は、オーストラリア南部沿岸を通過する同種の回遊域にあります。我々の業界は、可動性がなく、他種を対象とする操業への切り替えが不可能であり、世界的なレベルでみなみまぐろを回復させるために協力的及び効果的に作業を行うこの委員会のメンバーの判断に完全に依存しております。我々は、全メンバーがそれぞれの業界の長期的収益性に対して懸念を有していることを承知しており、業界ごとにかかる漁業への依存レベルに相違があるとは言え、我々の作業を進展させるためには、全ての関心事項を調整しなければならないと理解しております。



議長、昨年の台北での年次会合において、コミッショナーらは、国際社会が地域漁業管理機関に抱いている期待、及び CCSBT のような機関がそれらの期待に応えていないという大勢的な意見について詳細に議論しました。オーストラリアの見解は次のとおりです。つまり、仮に我々が 2012 年以降の全世界の漁獲レベルを設定するための基準となる管理方式に合意しなかった場合には、この機関からみなみまぐろの持続的な漁獲及び商業取引に関する決定権を奪い取るための協調的な活動が開始されることが予想されます。

そうは申しましたが、我々は、CCSBT が過去 2 年間を通じて大きな進展を遂げてきたと信じており、科学委員会からの勧告を受けて、我々は、今週、管理方式に関するコンセンサスに至り、10 月の会合においてこれを用いて全世界の TAC を設定できるものと確信しております。

ありがとうございました。

## 漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、今次会合をホストし、この美しい会場を選択してくださったオーストラリアに感謝いたします。また、協力的非加盟国の南アフリカ及び欧州連合の代表の皆様、並びにヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル及びトラフィックからのオブザーバーの皆様を歓迎いたします。

先月インドネシアのバリで開催された拡大科学委員会（ESC）による完全な資源評価の結果によりますと、現在の産卵親魚資源量（SSB）は引き続き低い（0.03-0.07 SSB<sub>0</sub>）ままではありますが、過去5年における2度のTAC削減の後、資源加入量が大幅な増加を示していることは喜ばしこととあります。しかしながら、最近の高い加入量が産卵親魚資源に加わるまでにはまだしばらくかかります。モデル結果によれば、産卵親魚資源量は2012年以降に増加することが予想されています。

また、ESCは、統計漁獲データ及び漁業指標を更新した後、非常に生産的なMPを作成し、1つのMP、すなわちバリ方式を勧告しました。我々は、今次会合において、MPを採択するとともに、それに関連するパラメータを決定できることを望んでおります。

加えて、TAC及び配分量もまたMPに関する決議に関連する極めて重要な事項であります。勧告されたMPを使用したTACの計算結果に基づき、我々は、翌年のTAC及び配分量を増加させることが可能となることを望んでおります。

CCSBT 拡大委員会によって採択された保存管理措置の有効性を強化するため、我々は、CCSBT 遵守計画及び遵守政策提言案、並びにこれらに関連して、メンバーから提案された戦略・漁業管理作業部会のための提案について、メンバー及び協力的非加盟国の皆さんと予備的な形で意見交換を行いたいと思っております。

最後に、我々は、今後数日間にわたり、今次会合で実り多き結果が得られるよう、全メンバー及び協力的非加盟国と共に作業をするを楽しみにしております。

ありがとうございました。

## インドネシアのオープニング・ステートメント

まず初めに、この場をお借りして、シドニーでこの拡大委員会特別会合をホストしてくださったオーストラリア政府、オーストラリア漁業省に対して心より御礼申し上げます。第二に、今次会合にお招きいただき、また、我々が今次会合に参加できるよう会合前にあらゆる準備をしてくださった CCSBT 事務局に対しても感謝申し上げます。

今次特別会合が、我が国の経済発展、特に漁業の発展のために極めて重要であることを踏まえ、我々は、海洋漁業省及び外務省内の様々な内部組織の代表者と共に参りましたが、今週はイスラム教祝福の日に当たり慌ただしい日程になり得ることが想定されたことから、まぐろ漁業業界からの参加はありませんでした。この場をお借りして、我々の代表団を紹介させていただきたいと思えます：

私は、代表団長のアガス・A・ブディマンです。代表団は、エルニ・ウィジヤジャンティ、アンソリ・ザワウィ氏、フィフィ・リフィアニ氏、R・アディ・テジャマカヤサ氏、イーワン・ファクリ氏、ラマ・A・カーニアワン氏、ウディアント博士、フェリー・アナン氏、及びリフキー・セティアワン氏です。

台湾及び東京・成田における CCSBT17 拡大委員会会合において、委員会は、SBT の管理方式を導入するべくインドネシアを支援することに合意しました。委員会及び事務局に対しましては、オーストラリア CSIRO のキャンベル・デイビーズ博士を派遣し、我々の漁業総局の職員及び漁船漁業・魚種リサーチ・センターの科学者を対象として、プレゼンテーションを行っていただいたことに感謝いたします。

SBT の管理においては、我々は、標識を伴わない SBT の日本への輸出及び沿岸零細漁業からデータを収集するための能力の欠如など、我々の SBT 漁業において多くの問題が存在することを十分に承知し理解しております。これに関しましては、委員会の皆様が、インドネシアがおそらくメンバーで唯一の発展途上国であり、特にジャワ島南部及びスマトラ島西部沿岸では、極めて多くのまぐろ水揚げ地が存在することが原因であると理解してくださると願っております。インドネシア全域で、合計 816 箇所の水揚げ地があるため、まぐろ及び他の魚種に関するデータ収集は、依然大きな問題となっています。しかしながら、我々は、かかる状況を言い訳にはせず、CCSBT の全ての決議に従い、今後長期にわたり SBT の管理及び保存を支援することをお約束いたします。漁獲データを改善するため、漁船に対してログブック・データの提出を義務付ける省令 No.18/2010 を 2010 年 10 月に成立・施行させ、例えば CDS データの作成・改善を行っています。

最後になりましたが、我々は、今次会合が SBT の管理及び保存の改善に向けた最良の手段及び結論を得ることを期待しております。

ありがとうございました。

## 日本のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

今年の1月から、宮原の後任として、CCSBT コミッショナーとなった香川です。

最初に、オーストラリア当局に、この美しい町、シドニーにて特別会合を開催して下さったことに感謝申し上げます。

また、3月に我が国で発生しました大震災に関して、皆様から暖かいお言葉を頂いたこと、また、復旧に向けて様々なご協力を頂いていることに感謝申し上げます。今回の震災により、東日本は甚大なダメージを被りました。

日本は、このため、3月に予定されていた戦略・漁業管理ワーキンググループを、キャンセルせざるを得ませんでした。漁業への影響を見れば、地震そのものに加えて津波により、沿岸域、漁業者が甚大な被害を受け、ミナミマグロ漁業者も大きな被害を受けました。現在、日本は、官民、中央・地方を問わず、災害からの復旧に全力を投入しているところであります。

今回の特別会合は、これまで多数の方々苦勞して作成してきたMPを検討し、また、CCSBTの遵守強化について議論するという、大変重要な会議となります。

MPについては、先月インドネシアのバリ島にて開催された第16回拡大科学委員会において、最近2年間分のデータを使用した **Operating Model** の更新、そして、MP3、いわゆる **Bali Procedure** の作成が行われました。

私は、科学委の楽観的な結果を見て、驚きを禁じ得ませんでした。前任者よりは、SBTの資源状態は非常に悪く、資源を回復させるためには非常に厳しい漁獲制限を行ったとしても数十年必要であると引き継ぎを受けておりました。

日本は、世界最大のまぐろ類漁獲国そして消費国として、科学的根拠に基づいて持続的にまぐろ類資源を利用すべきとの立場にあります。この基本的な立場に基づき、日本は、昨年の年次会合において、資源を回復させるためには、**initial reduction period** の設定など、TAC削減を含めた厳しい措置の実施が不可欠であると主張しました。

ところが、今回の科学委の結果は、昨年までの結果とは大幅に異なり非常に楽観的な将来予測を行っております。

評価の結果が好転したことは、CCSBTにとって良いニュースと言えるでしょう。

一方で、日本としては、この科学委の楽観的な結果に不安を感じます。John Annala 議長、独立科学者、そして各メンバーからの優秀な科学者が十分な議論を行った結果としてこの結果が出てきたことは十分承知しております。しかしながら、本年の科学委における将来予測、そして作成されたMPの計算結果は、これまでの科学委の結果、特にここ数年の結果とは、ほぼ正反対といえるほど異なっております。

私としては、この結果を見て、現在の将来予測モデルや資源評価手法、そのモデルなどを用いて作成された Bali Procedure に何か問題があるのではないかと心配しております。MPは今後何十年もの長い間、CCSBTのTAC決定のベースとなる、いわばCCSBTの中心的な存在となるものです。これに何か問題があるとなれば、それは非常に危険なことと言えます。さらに、2013年にはCITESが予定されていますが、もし現在の親魚資源評価に何か問題があるならば、CITESに備えて徹底的に評価を見直しておくべきでしょう。

更に申し上げますと、日本としては、本会合においてMPの検討と同時に、緊急対策ルールを検討し、これをMPと同時に採択すべきと考えています。昨年、一昨年の年次会合でも提案しましたが、このルールは、資源回復が不調な場合には、漁業の緊急停止や、TACの大幅削減を行うというものです。これなしでは、SBT資源を安全に持続的に利用することは困難でしょう。

否定的なことを数多く申し上げて、申し訳ありません。しかしながら、私の懸念は大変深いものであり、今次特別会合において、これらの懸念が解消できればと期待しております。

議長、ありがとうございました。

## ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ コウトウ テナ コウトウ テナ コウトウ カトア。ナガ ミヒ  
ヌイキ コウトウ。

[皆様、こんにちは、こんにちは、こんにちは!]

ニュージーランドの代表団を代表して、今次会合の議長、代表団の皆様及びオブザーバーの皆様にご挨拶申し上げます。

初めに、議長からの歓迎の辞に対して御礼を申し上げるとともに、今次委員会特別会合をホストしてくださったオーストラリアに対して御礼申し上げます。私は、我々2か国間における熱戦を繰り広げるスポーツイベントを数多くホストしてきた美しい街、シドニーでの滞在をいつも満喫しております。

今年初めの日本での悲惨な出来事が発生して以来、このような公式の場は初めてであり、遅ればせながら、ニュージーランドよりお見舞いを申し上げます。復興への道筋は、長くて困難なものとなるでしょうが、この作業に携わる日本の人々のご多幸をお祈り申し上げます。

今次会合を開始するに当たり、なぜ今週我々がここに集まっているのかを考えるべきです。我々は、一委員会として、みなみまぐる資源を安全なレベルに再建することだけではなく、この目標が損なわれないことを確保する適切な監視・管理及び取締り措置を講じることを確保することも確約してまいりました。

今次会合において、我々は、管理方式の最終的な特性の合意に向け、また、かかる漁業の遵守に関する取決めのレビューに関し、これらを前に進めなければなりません。

我々は、かかる漁業の将来における前向きな兆候に希望を持っておりますので、科学委員会による作業に関するプレゼンテーションを心待ちにしております。しかしながら、現在の産卵親魚資源量は、依然として危険な低水準にあるのが基本的事実であり、この水準にある以上、かかる漁業は引き続きリスクにさらされております。我々は、安心する前に、かかる資源をより確実な状態に移行させることが必要です。

ニュージーランドは、この拡大委員会は予防的な管理方式を採択しなければならないと考えております。我々の最大関心事項は、現在の非常に低い資源レベル及びそれに関連する高いリスクから、短期間でより確実な状態に移行させる管理方式にあります。また、かかる資源に関する最近の楽観的な将来予測を踏まえ、我々が定めた暫定的な目標及びそれを達成するために必要とされるタイムフレームについて再検討する必要もあるでしょう。

最新の科学的評価によれば、前向きな兆候が見られるものの、だからと言ってうかつにこれで全てが良好だと考えるべきではありません。我々は、成功裏に資源の再建を達成することに共通の利益を持っていることだけではなく、それを行うべき国際的な責務があることも念頭に置かなければなりません。以前に何度も述べてまいりましたとおり、我々は、国際社会が、自らの責務を果たしていない地域機関に対して苛立っていることを認識しており、この見解にはそれなりの正当な理由があります。

議長、今次会合で議論する重要案件は、これに限りません。我々は、遵守に関する課題及び漁業管理に関する他の事項に、引き続き取り組む必要があります。配分に関する規則や、新規加盟国への配分の提供方法といった重要な課題が、引き続き解決されるべき事項となっております。戦略計画に従って我々の将来的な作業計画を策定することに関して、我々は、これは事務局及び委員会の双方がこれまでのその場しのぎで意思決定してきたことから脱却することに役立つものであらうと信じております。

議長、最後に、ニュージーランド代表団は、今までどおり、メンバーと協力して作業をし、みなみまぐる漁業に関して前向きな成果を得るためにここにいるのであり、今次会合の成功を期待しております。

ありがとうございました。



## 韓国のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様。

まずは、CCSBT 特別会合をホストして下さったオーストラリア政府に御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、今次特別会合では、MP 及びそれに関連するパラメータ、TAC 配分並びに戦略計画の改訂といった我々がこれまで長期にわたり議論してきている多くの重要な課題について取り扱うこととなります。私は、参加者の皆さんが、見解及びアイデアをお互いに積極的に交換し、検討中の課題に対処するための最良の方法を見出すことができることを期待しています。

韓国は、SBT の資源状態に懸念を抱いてきております。私は、今次会合に参加するに当たり、拡大科学委員会で議論されたことについて、その要約報告書及びかかる会合に出席した私の同僚を通じて、最新情報を入手いたしました。現在の資源状況は、望んでいるほど健全ではありませんが、私は、みなみまぐろ資源の SSB の加入量及び将来的の回復率に関する比較的楽観的な将来予測に希望を持っております。しかしながら、この結果は、我々がのんびりと静観できるという意味ではないことを十分に承知しております。むしろ、このことは、かかる資源の保存管理に向け最善の努力を継続し、持続的な形で資源を最適利用する方法を見出す必要があるという意味だと確信しております。

私は、この会合においてメンバーが資源の保存管理のための措置を議論する際の指針となる最善の科学的根拠を提供できるようこの会合に向けて準備をしてきた又はこの会合に関与してきた科学者達の作業を高く評価したいと思っております。

私は、今次特別会合が、特に MP に関する議論を前進させるための基盤を築き、それによって、年次会合において、みなみまぐろ資源の保存と最適利用との適切なバランスが取れるような実り多き成果を出せることを期待しています。

SBT の保護と、当該資源から得られる利益を享受するという当委員会における 2 分岐した目標を達成するに当たって、参加者の間では、目前にある課題について異なる、また時には相反する見解があるかもしれません。そうだとすると、私は、最終的には、我々が当委員会の目的と一致した適切な選択をするであろうことを確信しております。

ありがとうございました。

## 欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様、

この度は、拡大委員会特別会合に参加することができ大変喜ばしく思います。欧州連合を代表いたしまして、今次会合をホストして下さったオーストラリア政府に感謝申し上げます。また、事務局に対しまして、会合準備ための努力と献身について感謝申し上げます。

皆様、今後一週間、我々の目前には多くの難問が待ち受けています。

何よりもまず、拡大委員会は、みなみまぐろのより予測可能な管理を促進すると同時に資源回復を確実なものとする管理方式を最終的に採択するために招集されました。それは、容易な作業ではありませんが、だからと言って、我々が確固たる結果を得ることへの妨げになってはいけません。我々がこの資源を管理する上で、このような作業は必要不可欠なものであり、また、他の地域漁業機関の模範として役立つことでしょう。私は、我々には成功すべき責務があると信じております。

また、今週我々は、当委員会の将来象について更に検討することになるでしょう。戦略計画に関する議論によって、市民社会が持つ当然の期待及び委員会のメンバーが既に定めた課題に対して、この機関が確実に応えることができるようになるでしょう。

最後に、我々は、遵守計画において進展を遂げるつもりでおります。遵守は、我々のような機関にとって最も重要なマイルストーンの1つです。遵守の改善に向けた一步一步は、みなみまぐろが必要としている頑健で耐久力があり及び持続性のある資源管理を築くレンガの1つ1つです。

皆様、ご承知のとおり、欧州連合は、この資源についての商業的利益を有しておりません。しかしながら、他のまぐろ種についての商業的利益は有しておりますので、ここで管理に関する決議がどのようになされるかを学ぶことは、他の場所で役立つこととなります。

さらに、より重要なことは、水産資源の合理的、持続的及び耐久性のある利用を促進することは、欧州連合の最大の関心事であるということです。

初めに申しましたように、極めて多くの難問がありますが、我々が、みなみまぐろの適切な管理なしでは、みなみまぐろは存在しないということを常に念頭に置いておけば、我々は成功するであろうと信じております。

この一週間が生産的なものとなりますよう祈念いたします。

ありがとうございました。

## 南アフリカのオープニング・ステートメント

この美しい街シドニーでみなみまぐろ保存委員会の特別会合をホストしてくださったオーストラリア政府に感謝申し上げます。また、事務局職員に対しても、メンバー及び協力的非加盟国を同様に支援し、また、当機関が直面している優先的事項、すなわち、管理方式の採択、TAC の決定、割当量の配分及び締約国による遵守状況のレビューに対して、我々が焦点を当てることができるよう配慮してくださったことに感謝申し上げます。今回は、適切な漁業管理の原則の礎を導入しようとするものであり、正に極めて重要な会合であり、我々は、メンバー締約国が、関連する全ての締約国の利益のため、資源の再建上、最も有益となるものに合意できることを期待しています。

我々のまぐろ/めかじきのはえ縄漁業は、比較的新しいものであり、南アフリカの会社に対して、商業的な長期的はえ縄漁業の権利を 2005 年に 44 件、2011 年にさらに 6 件を付与しました。この漁業は、冬期に南アフリカの EEZ において、きはだ、めばち及びめかじきを対象としています。その時期に、みなみまぐろが我々の水域を回遊するにもかかわらず、我が国への総配分量（40 トン）では少なすぎて、同種を対象魚種とすることは現実的ではありません。したがって、みなみまぐろは、現在のところ混獲種として漁獲されています。南アフリカが、自国の国内大型遠洋はえ縄漁業を十分に発展させるためには、自国の EEZ 内に存在する資源をより多く利用するための権利が必要となります。CCSBT に対するかかる要請は、過去 2 回の拡大委員会会合において、メンバー締約国に明確に示してきており、今年、メンバー締約国が、南アフリカの CCSBT 協定への批准条件を前向きに検討し、かかる要請を受け入れていただくよう希望いたします。

我々は、割当量増加に関するかかる要請を裏付けるべく、関連する全ての CCSBT 保存管理措置を実施し、また、最低管理基準以上のことを実施し、南アフリカが自国の漁業管理に対して責任を有していることを実証してきました。例えば、南アフリカは全ての水揚げを監視し、乗船科学オブザーバーのカバレッジは 10% を超え、漁業への生態系アプローチ（EAF）を導入し、個々の配分量を厳密に管理し、そして、全ての取引に関する文書を検証及び確認しています。南アフリカは、寄港国として、自国の港が外国籍漁船によって「便宜港」としてこれ以上利用されないということを確保するために、2007 年以降、寄港国措置を導入することに努力を重ねてまいりました。とりわけ、このことは CCSBT にとって重要なことでもあります。すなわち、南アフリカの港は、みなみまぐろのはえ縄漁業の最も重要な漁場の 1 つに隣接しており、毎年、全世界の TAC のおよそ 20% が同国の港を通過するほど、CCSBT 締約国の遠洋漁業船の多くによって頻繁に利用されているからです。

南アフリカは、遵守委員会及び拡大委員会の過去 4 回の会合に参加しており、また、現在 CCSBT 協定を批准するための正式な手続きを行っているこ

とも、我々が CCSBT に参加する意思を更に実証するものであります。みなみまぐろを対象とする漁業を振興する発展途上の沿岸国及びみなみまぐろの生息国としての南アフリカの権利が受け入れられ、また、今後の配分量が公平かつ透過性のある形で検討されることを願っております。

最後に、我々は、南アフリカは旗国及び寄港国の両側面から、CCSBT の重要な締約国であると考えており、全てのメンバー締約国に対して、この象徴的な種の再建に向けた管理に引続き協力していくことをお約束いたします。

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナルの  
オープニング・ステートメント

HSIは、これらの重要な議論にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださいましたことについて、委員会に対して感謝いたします。HSIは、目下の優先事項、すなわち、メンバーは、今会合において、みなみまぐろ（SBT）の保存のための合意に達成するために賢明な決断を下すことが要求及び催促されている、ということ認識しております。しかしながら、この作業が、海鳥、サメ及び亀のような生態学的関連種に影響を及ぼすはえ縄漁業に関する深刻な課題への迅速な対応の進展の妨げにならないようにすべきです。CCSBTは、比較的小規模なまぐろ類RFMOではありますが、これらの管理上の課題は、おそらく他のまぐろ類RFMOが直面している課題よりも、より深刻で難しいものであり、緊急に混獲の緩和に関する決定を行う必要があります。

頑健で予防的な管理方式（MP）の採択に関して、HSIとしましては、今次会合においてメンバーが緊急に決断を下すよう要請いたします。採択されるMPは、予防原則と整合的であり、かつ可能な限り短期間でSBTの資源レベルが初期産卵親魚資源量（SSB<sub>0</sub>）の20%まで確実に回復するようチューニングされなければなりません。現在、SBT資源が5%程度という危機的低レベルにあることを考慮すると、受け入れ可能な期間内に全メンバーが資源回復からの利益を高い信頼性を持って得ることを確実にするためには、HSIとしては、SBTのゼロTAC以外のオプションは考え難いところです。漁業を停止することによって、委員会が、生態学的関連種に関連する課題等長年の管理上の課題の一部を解決する機会を得ることになり、これにより、漁業を再開した際、対象種及び混獲種の双方が持続可能な状況にあるという地盤が出来上がることでしょう。仮に委員会が、これに賛成できず、ゼロ以上の漁獲量を設定することを選ぶとすれば、HSIとしては、可能な限り保守的かつ予防的な方向に較正されたMP及びTACが合意されるようお願い申し上げます。

拡大委員会の今次会合における決定にかかわらず、問題が存在する海上において変化が確保されない限り、実際にはほとんど何も達成されないでしょう。これは、おそらく全ての中で最大の管理上の難題であり、今日までこの分野での進展は見られないものの、未だHSIは、この難題は克服できないものではないと前向きに期待しております。実践的な緩和措置といった明快なオプションが実際に存在するものの、委員会が以前に合意した数少ない措置への遵守は、未だ報告されておられません。HSIは、委員会が、生態系に基づく管理を実際に反映する意思決定を実施し、それによって、生態学的関連種への影響、混獲に関するパフォーマンス及び混獲緩和措置の遵守が、ほとんど議論されないまま後付けされるのではなく、TAC設定に関する決定の主要事項となるよう期待しております。

HSIは、メンバーに対して今週SBT及び生態学関連種の双方に対する責務が議論の中心となるよう要請し、そして、これらの議論に参加することを楽しみにしております。

## トラフィックのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

野生動物の取引のモニタリング・ネットワークであるトラフィックと WWF は、委員会及び拡大委員会の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝申し上げます。我々は喜んで、今回の重要な審議に貢献し、その結果導き出される決定の実施を支援したいと思っております。我々は、みなみまぐろ並びに他の生態学的関連種、特にサメ、海鳥及び海亀を効果的に保存するために、メンバーが切迫感をもって必要な決定を行うことを心底希望し期待しております。

2010年の委員会会合の最後に申し上げましたように、特に全世界のみなみまぐろ（SBT）資源のための管理方式（MP）が合意されなかったこと、そして、サメ、海鳥及び海亀に関する深刻な混獲問題に対処する拘束力のある措置のための更なる進展がほとんど見られなかったことは、極めて遺憾であります。SBTの産卵親魚資源量は、若齢魚のレベルが増加しているという肯定的な兆候があるものの、依然として5%という歴史的に低いレベルにあり、このことは、長期的な管理のための道筋の構築に向けた緊急的な行動が必要ということでもあります。2009年においてメンバーは、2012年までにMPを導入するという事に合意しており、これを実現するためには、遅くとも本年内の合意が必要です。

仮に、SBT資源に関して責任ある行動指針であると唯一考えられるもの、すなわち、予防原則の適用に整合的であり直ちに生物学的に安全なレベルへの資源回復を確保する頑健な管理方式の導入に関して、これ以上遅れをとるとすれば、国際社会は、委員会に対して辛辣な評価を下すことになるでしょう。

トラフィック及びWWFは、SBT漁業において漁獲される生態学的関連種の保存の必要性について、引き続き深刻な懸念を抱いています。我々は、サメの保存に関して拘束力のある措置が欠如していることに特段の懸念を有しており、このような措置には、サメの漁獲報告・同定、取引の際の製品への標識装着、全てのサメ類の船上保持、及び水揚げ時まで胴体からヒレを切り離すことの禁止が含まれます。我々は、10月のバリでの拡大委員会会合を楽しみにしており、また、委員会に対して、Kobeプロセスの一環として、カリフォルニアのラホヤで開催された5つのまぐろ類RFMO会合において最近合意された混獲種に関する全ての勧告を採択するよう強く要請いたします。

最後になりましたが、最近 CITES 事務局長を定年退職したウィレム・ウィンステッカー氏が、2010年の CITES 締約国会議の最後にプレスリリースを通して発言した言葉に触れたいと思います。それは、「CITES は、他のフォーラムにおける海産種を保護するための保存措置の採択に関する進展を注視して

いきます。」というものです。この発言は、大西洋くろまぐろ及び **RFMO** 管轄水域で頻繁に操業するまぐろ漁業によって混獲される多くのサメ種に関して、これらが関連する **RFMO** 及び当該 **RFMO** のメンバーによって適切に管理されていないということを考慮して、国際貿易措置を実施すべきか否かについて **CITES** の 173 の締約国によって行われた激論及び投票の最終段階において発出されたものです。

それゆえ、我々は、委員会に対して、まぐろ及び生態学的関連種の持続的管理に関して更なるリーダーシップを発揮し、**SBT** に関する頑健な管理方式並びにサメ、海鳥及び海亀を保護するための保存措置を採択するよう強く要請いたします。

議長、ありがとうございました。



みなみまぐろに代わって

海洋は5つ、海は1000あると言われる  
みなみまぐろは、教えてくれる。それらは1つであると  
我々にとって必要最小限のものを満たすのであれば、  
1つの海洋で十分である  
我々の食料を確保するのであれば、そこにいる魚で十分である  
ただ、我々の欲求を満たすには、これでは不十分である。  
乱獲や気候変動の発生。  
我々は、限界を知らなければならない  
地球上のすべての生命を絶つには、1つの海洋で十分であるから。  
1つの海洋は、まさに我々の欲求や怒りを写す巨大な鏡である  
そして慈愛をも。  
いま我々は慈愛をもってここに集い、限界を知ろうとし、  
これらの脅威が現実のものとなることを避けようとしている。

みなみまぐろに代わって CCSBT に捧げる水産倫理詩「我々の海洋のための祈り人—魚から人類へ」  
([http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_english/APrayerForOurOcean\\_fromFishToHumanity\\_Ghofar.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_english/APrayerForOurOcean_fromFishToHumanity_Ghofar.pdf)) より。

A ゴファル博士 — CCSBT18 議長  
2011年8月23日 シドニー

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第 16 回科学委員会会合に付属する 拡大科学委員会報告書

2011 年 7 月 19 – 28 日

インドネシア、バリ

管理方式が 2011 年 10 月に採択された場合の TAC 実施スケジュール

TAC 実施開始日

ニュージーランド: 2011 年 10 月 1 日

オーストラリア: 2011 年 12 月 1 日

インドネシア、フィリピン、南アフリカ、欧州連合: 2012 年 1 月 1 日

韓国、日本、台湾: 2012 年 4 月 1 日

管理方式による次の勧告は 2013 年 10 月の拡大委員会の前に実施され、当該勧告についての TAC 実施開始日は以下のとおり。

ニュージーランド: 2014 年 10 月 1 日

オーストラリア: 2014 年 12 月 1 日

インドネシア、フィリピン、南アフリカ、欧州連合: 2015 年 1 月 1 日

韓国、日本、台湾: 2015 年 4 月 1 日

## CCSBT における南アフリカ代表団のステートメント

南アフリカ代表団は、委員会がこの数日間とても素晴らしい会合を行ってきていることに感謝を申し上げます。しかしながら、南アフリカ代表団は、CCSBT の非締約国として、UNCLOS、国連公海漁業協定及び責任ある漁業のための行動規範といった多くの国際的法規上の責任を果たしてきた事実について強調したいと思います。南アフリカによるオープニング・ステートメントは、かかる主張を裏付けるものです。

以上を踏まえ、私どもは、委員会が、南アフリカは発展途上国であること、また、我々からの要請はとりわけ責任ある漁業のための行動規範第 5 条（発展途上国の特別の要請）に基づくものであることを考慮するようお願い申し上げます。さらに、我が国民に対する我が国の重要な責務にかんがみれば、委員会は国連ミレニアム開発目標に目を向けなければなりません。特に、貧困撲滅に関連するゴール 1 が上げられます。委員会の皆様もご承知のとおり、これらは 2000 年に採択され、2014 年に肯定的な結果が得られることが期待されています。

漁業及び漁業に関する能力開発こそが、我が国、並びに法的枠組及び国際的に受け入れられている規範における全ての事項において、焦点を当てるべき主要な分野となっており、だからこそ、我々はここに来ているのです。当初の我々の要請は、資源国であることを考慮した結果 750 トンであったこと、そして南アフリカの業界団体に対する極めて困難な説得の結果として現在我々が提示している 300-400 トンの範囲で妥協したという点について、委員会に対して、今一度指摘させていただきたいと思います。商業用語で言えば、現在の状況は損益分岐点ということになるでしょう。

すなわち、この点がこの会合における我々の交渉の最大関心事項であり、我々代表団は、かかる事項は、我々が満足するほど広範には議論されていないと考えています。このような我々の主張は、主に議論において透明性が欠如していることや情報が限定されていることに起因するものであり、いくら控えめに言ったとしても、委員会は我が代表団に対してそのような対応をしています。したがって、このことが、我が国が開始した条約批准プロセスに悪影響を与えており、ましてや南アフリカの委員会への更なる関与に対してより深刻な影響を与えていることは、遺憾なことであります。

議長、ありがとうございました。

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

2011年8月

# 目次

目次	I
<b>1. 序文</b>	<b>1</b>
みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
みなみまぐろの保存のための条約	1
由来	1
みなみまぐろ保存委員会の任務	1
委員会の加盟資格	2
みなみまぐろ漁業	3
漁業の特徴	3
資源状況	3
戦略課題	3
パフォーマンス・レビュー	4
SWOT分析	7
主要課題	7
<b>2. 目的、ビジョン及びゴール</b>	<b>9</b>
条約の目的	9
ビジョン及びゴール	9
A. SBTの管理	9
B. 委員会及び事務局の運営/管理	9
C. メンバーの参加及び実施（遵守を含む）	9
<b>3. 行動計画案</b>	<b>16</b>

# 1. 序文

## みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。このビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに関与するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれる。

戦略計画は、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状態の達成に関連する特定の戦略及びタスクを概説している（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を策定するための基礎となる。

委員会のパフォーマンスに関する最近のレビューでは、パフォーマンスを改善できる多くの分野に関する提案を示した。戦略計画は、必要に応じて、これらの提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。作業計画全体が達成可能なものとなるよう、提案される行動は優先付けされている。

## みなみまぐろの保存のための条約

### 由来

みなみまぐろ（SBT）は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。SBT資源を再建させるため、当時SBTを漁獲していた主要国—オーストラリア、日本及びニュージーランド—は1985年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。

オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

### みなみまぐろ保存委員会の任務

この条約の目的は、世界的なSBT漁業の保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。条約は、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務は以下を含む。

- 情報収集
- 総漁獲可能量（TAC）の決定及びその配分
- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置（監視、管理及び取締り（MCS）措置を含む）の決定
- 年次予算の合意

- 他国の加盟を奨励

CCSBTは毎年会合を開催する。CCSBTは6つの補助機関を有し、これらはそれぞれの専門分野に関して助言を行う。

- 科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC)
- 資源評価グループ(SAG)
- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG),
- 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG),
- 遵守委員会 (CC),
- 財政運営委員会 (FAC).

独立科学者のパネルは、SC及びSAG会合に参加し、必要な場合にはCCSBTに直接助言を提出することが可能である。

条約は、委員会の運営を支援するCCSBT事務局の設置を規定している。事務局はオーストラリアのキャンベラに本拠地を置いている。職員は、事務局長、事務局次長、データマネージャー及びその他の支援職員である。

#### 委員会の加盟資格

CCSBTの加盟資格は、国のみを与えられる。漁業主体の参加を促進するため、CCSBTは、2001年に拡大CCSBT (ECCSBT) 及び拡大科学委員会 (ESC) を設置した。ECCSBT及びESCの加盟資格は、条約の全ての加盟国のほか、漁業主体も同様に認められうる。2002年に漁業主体台湾の参加が認められた。

ECCSBT及びESCは、それぞれCCSBT及びSCと同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。CCSBTが合意しない場合は別として、CCSBTに報告されるECCSBTの決定がCCSBTの決定となる。ECCSBTの活動又は個々のメンバーのECCSBTにおける権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会の決定は、ECCSBTによる当該課題に関する事前のしかるべき検討なしに一切行われるべきではない。

現在、ECCSBTは6つのメンバー及び3つの協力的非加盟国によって構成されている。

#### メンバー

- オーストラリア
- 漁業主体台湾 (ECCSBTだけのメンバー)
- インドネシア
- 日本
- ニュージーランド
- 韓国

#### 協力的非加盟国

- 欧州連合
- フィリピン
- 南アフリカ



## みなみまぐろ漁業

### 漁業の特徴

SBTの主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主としてSBTのトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。世界のSBT漁業の規模は約10億豪州ドルと推定されている。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鉤を備えた長い幹縄を使用する。漁獲したSBTは、主に超低温（マイナス60度）で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用してSBTの魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアのSBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域までけん引され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数カ月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態では日本市場に直接に販売される。

### 資源状況

みなみまぐろは、開発前の資源量の一握り程度にまでなっていると認識されている。2008年に拡大科学委員会は、産卵親魚資源量は極めて低いレベルにあることをシナリオ分析が示していることを報告した（概して開発前の産卵親魚資源量の10%以下）。これは、加入量がさらに減少するリスクがあるレベルであることが認識されている。さらに、資源量は最大持続生産量をもたらすレベル（一般に持続可能な資源管理の基準として国際的に認識されているレベル）を下回っている。同科学委員会は、現在のところ産卵親魚資源量が再建する兆候は見当たらないことも指摘した。

### 戦略課題

このセクションでは、この計画が取り組もうとする委員会に直面する戦略上の課題について明記する。これらの課題は、最近のパフォーマンス・レビューや、第1回戦略・漁業管理作業部会会合、そして委員会に直面する強み、弱み、機会及び脅威(SWOT)分析を通じて、特定されてきたものである。このSWOT分析は、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会が戦略計画を策定する際に役立つと思われる分野を明示するのに有益であった（下記参照）。

2008年においては、委員会の代表者で構成されたパフォーマンス・レビュー作業部会が、2006年に日本の神戸で開催した5つのまぐろ類RFMO合同会合で採用された基準を利用して、委員会のパフォーマンスについての自己評価を試みた。独立専門家であるデービッド・ボルトン米国大使がこの自己評価をレビューした。

2008年のCCSBT会合において、このパフォーマンス・レビューの勧告を実行するための種々のイニシアティブに合意した（会合報告書パラグラフ41参照）。

パフォーマンス・レビューの重要な結果の1つが、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）を設置することであり、そして、委員会の戦略計画並びに近年の漁業管理の原則と統合的な SBT 及び生態学的関連種の管理目標から構成される漁業管理計画を策定することであった。委員会は SFMWG に対して、メンバーが望む委員会の向うべき方向についての共通のビジョンを創設するための1つの方策として、戦略計画の策定を課した。

#### パフォーマンス・レビュー

パフォーマンス・レビューは、委員会が良好に進めている分野を明示した。これには、委員会が SBT に関連するほとんど全ての漁業活動をメンバー又は協力的非加盟国として委員会に取り込んだこと、委員会運営上の透明性が最近向上したこと、及び委員会が最初のパフォーマンス・レビューに着手したことが含まれる。

パフォーマンス・レビューは、以下に概説するとおり、委員会のパフォーマンスが改善され得る多くの分野についても明示した。パフォーマンス・レビュー作業部会及び独立専門家からの勧告は、この計画の後半部分に記述したゴール及び戦略に組み入れた。

#### 総論

- CCSBT は、条約を精査し、より最新の法律文書と比較し、そして再交渉の必要性について真剣に検討するべき。たとえ直ちに改正しないとしても、追加的な保存管理措置及び管理方式の更新といった他の方法を通じて、委員会の作業に漁業管理に関する最新の基準の多くを取り入れることができる。
- 戦略計画及び管理計画は、方向性及び共通のビジョンを提示し、そして CCSBT の任務とパフォーマンスを大いに改善し得る。

#### 保存管理

##### 海洋資源の状況

- 将来の科学的評価を導く UNFSA の要件と統合的な管理目標及び再建戦略の決定。
- 過去の過小報告漁獲量によって生じる不確実性を認識した上で、可能な限り最も正確な資源評価を開発し、そして予防原則を考慮に入れつつ資源の再建が可能なレベルの漁獲量を設定する。
- CCSBT のメンバー及びその他の RFMO の事務局の間でのデータの収集及び共有を含む生態学的関連種に対する SBT 漁業の影響を取り扱うための戦略の策定と導入。

##### データ収集及び共有

- 2006 年の年次会合で CCSBT が採択した管理措置の完全かつ迅速な導入を通じて、データ収集及び報告の改善に向け努力を傾注させる。
- 他の4つのまぐろ類 RFMO とともに、データ収集及び共有を調和させる機会を追求する。

- 科学的プロセスにおいて必要な情報が保有できるよう、メンバーが提出するデータの詳細さの程度及びタイプに関しての明確な基準を確実に設定する（これには、UNFSA の最低限の要件を満たすデータの提供を含めることとし、もはや CCSBT においては商業上の機密性を理由にデータへのアクセスを制限すべきではない。）。

#### 科学助言の質と提供

- 独立議長及び諮問パネルを含め拡大科学委員会の構成は維持するが、独立専門家の人数及び人材については科学的なプロセスの支援上の必要性に応じてレビューする。
- SBT と生態学的関連種への取り組みのバランスを検討する。
- 汚染、廃棄、投棄又は遺失・放置漁具による漁獲を最小限にするための措置を採択及び導入する。

#### 保存管理措置の採択

- 拡大科学委員会からの科学的助言と統合的な保存管理措置の策定を継続する。
- 当該漁業に関する最低基準を導入するため、戦略計画及び管理計画を策定する。

#### 漁獲能力管理

- SBT の産卵場での時空間的な禁漁の実現可能性について、インドネシアと議論する。
- 漁獲能力の管理に関する FAO 国際行動計画に規定された勧告を実施する。

#### 漁業の配分及び機会

- 一旦、メンバーの間で CCSBT1 での MOU も含め長期的な配分を決定したら、トン数を設定するのではなく比例配分のような代替的な原則に基づく国別配分への移行を検討する。

#### 遵守及び取締り

##### 旗国措置

- 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT が採択した保存管理措置を確実に遵守するための必要な全ての行動を継続すべき。
- 統合的 VMS 制度の迅速な設立

##### 寄港国措置

- CCSBT がいかなる寄港国措置の導入を検討する場合においても、取り組みの重複を避ける必要があることに留意し、そして「FAO における寄港国措置に関する技術会合」について考慮すべき。
- 違法、無報告及び無規制に漁獲された SBT の水揚げ及び転載の防止を意図した寄港国措置を採択する。これには CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶からによるものも対象とする。

### 監視、管理及び取締り

- 調和を最適化し、世界的な効率性を向上させ、そして作業の重複を避けるため、他のまぐろ類 RFMO と協力する。
- 遵守計画において MCS の開発を優先させる。
- 転載、地域オブザーバー計画及び公海上の乗船検査（UNFSA において規定されている）に関する効果的な措置を策定する。

### 違反行為に対するフォローアップ

- 少なくとも過剰漁獲の処置（返済要求）に関する合意のあるルールを設定する。
- 全ての保護措置に関連する種々のペナルティを設定することが理想的である。

### 非遵守の発見及び防止のための協力制度

- 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に各自の国別報告書を提出すべき。
- 毎年、遵守委員会及び拡大委員会が所定の作業及び開発作業の双方をこなすことができるよう、これらの委員会に十分な時間を割くべき。

### 市場関連措置

- 一刻も早く CDS を実施する。
- CDS の実施までは、全てのメンバー及び協力的非加盟国が TIS の実施を要求されるべき。
- 全ての市場及び寄港国をモニタリングし、CCSBT モニタリング・貿易措置の遵守を促す。

### 意思決定及び紛争解決

#### 意思決定

- いくつかの日常的な運用上の意思決定について、議長又は事務局長に委譲することを検討する（委員会の全会一致の決定による）。

#### 紛争解決

- UNFSA の紛争解決規則に従えば、条約を改正せずに、強制的かつ拘束力のある紛争解決制度を確立させることが可能かもしれないことに留意する。

### 国際協力

#### 透明性

- オブザーバーに関する規則をより適切に公開することによって開放性を改善する（例えば、CCSBT のウェブサイトには情報を掲載する）。
- オブザーバーに関する現行の規則及び手続きは、他のまぐろ類 RFMO（又は UNFSA 第 12 条(2)）と一致しておらず不当に制限的なプロセスとなっていることから、その修正を検討する。

### 他の RFMO との協力

- 他の RFMO の優先的な分野に関して、密に連携を取り措置の調和を行う（ERS 緩和措置、環境に対する漁業の影響、データ収集及び IUU の撲滅）。

### 財政運営に関する課題

#### RFMO の活動のためのリソースの利用可能性

- 政策及び漁業管理の助言を行う役職を事務局に置くことを検討する。
- 合意された措置（例えば CDS）を実施するために必要なリソースを委員会に提供する。

#### 効率及び費用対効果

- 仮に CCSBT がメンバーからの財政的な分担金を恒常的に満額かつ時宜を得た形で受領していないのであれば、今後、かかる問題を回避するために何が出来るかを議論する。

### SWOT 分析

以下の SWOT 分析では、委員会が目的を達成する際に直面する強み、弱み、機会及び脅威を説明している。機会及び脅威に関しては、これらは起こる可能性のある潜在的及び現実的な結果の双方を含む。この戦略計画によって、高いリスクとして判断される脅威を避けつつ、機会に向けて作業ができるよう戦略を策定することが可能となる。

SWOT 分析は、下記で説明しているゴール及び戦略において取り上げられる必要のある内外双方の要因の指標を提供している。特に強み、機会及び脅威のセクションは、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会のさらなる努力が有益なものとなる可能性のある分野を特定する手助けとなった。

### 主要課題

CCSBT のパフォーマンス・レビューからの広範な勧告、及び上記で特定したその他の戦略上の課題を考慮し、以下の主要課題が特定され得る。

- 最大持続生産量を維持することが可能なレベルまで SBT 漁業を再建させること（資源の再建）
- 全ての SBT の死亡を計上し、かつ未報告漁獲が確実に防止されること（遵守）
- 資源の再建のための生物学的要求と、SBT を漁獲する者の要望との競合についてバランスを取ること（TAC の設定及び配分）

### 継続的なレビュー

継続的かつ定期的に CCSBT 戦略計画をレビュー及び更新し、CCSBT の決定事項及び優先事項を反映させる。

目的：みなまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> <li>-委員会は既に SBT に関するほとんど全ての漁業努力を取り込んでいる</li> <li>-科学的助言の提供のための十分に認められたモデル</li> <li>-意思決定のための構成要素が設立されている（遵守委員会、科学委員会、年次会合、集中型事務局を含む）</li> <li>-他の地域漁業管理機関（RFMO）との調整</li> <li>-基本的な監視、管理及び取締り(MCS)の構成要素に達した取り決め（例 漁獲証明）</li> <li>- SBT が確認される全ての水域における権限</li> <li>- SBT 漁業を制御するための合意された仕組み（世界的な総漁獲可能量）</li> <li>-漁業管理の選択肢及び委員会への助言を作成するための戦略・漁業管理作業部会の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-処女産卵親魚資源量の 10%前後又はそれを下回る現在の SBT 資源</li> <li>-主要な管理措置に関する決定・導入の不履行の歴史（例 TACs）</li> <li>-資源評価のための情報の基礎が乏しい</li> <li>-単一魚種のみに関連する条約の目的</li> <li>-漁業を管理する手法では潜在的な過剰漁獲能力の問題を取り扱っていない</li> <li>-合意のある措置の実施も含め、メンバーは必ずしも条約上の義務を果たしてきていない</li> <li>-予防原則の適用が明確ではない</li> <li>-商業的緊急性が時として、資源を協力して管理すべきメンバー国の義務より優先される</li> <li>-条約における途上国に関する規定の欠如</li> </ul>
機会	脅威
<ul style="list-style-type: none"> <li>-最大持続生産量を維持する資源量による価値の増加（経済、単位努力当たり漁獲量、社会）</li> <li>-効率性の向上及び管理の改善のための他の RFMO との協調</li> <li>-他のまぐろ類 RFMO を含め、漁業管理のためのベスト・プラクティスの概念の作成を利用</li> <li>-より効率的な漁業を可能にする革新的な措置の開発</li> <li>-管理方式の開発及び導入を通じた漁業管理の最新の基準（例 予防原則、生態的アプローチ）を組み入れるための機会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-非加盟国を含む違法漁業の増加</li> <li>-科学的助言に対する委員会の不履行</li> <li>-資源の崩壊による業界の混乱</li> <li>-責務を果たせなかった事に対する世界から非難</li> <li>-資源管理の欠如に対する消費者の抵抗</li> <li>-CITES への登録（貿易制限）</li> <li>-漁獲量の不調和の継続</li> </ul>

## 2. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、委員会の目的を明示している（条約文で概説されているように）。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、についての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定の**ゴール** – 将来の委員会の望ましい姿、及び**戦略** – この将来の望ましい姿を実現するために提案される手法、に関連している。

### 条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

### ビジョン及びゴール

#### A. SBT の管理

最大持続生産量を維持する資源レベルでみなみまぐろ資源を管理し、SBT 漁業のリスクを緩和する。

このカテゴリーには、資源の再建、配分、生態学的関連種についての戦略が含まれる。

#### B. 委員会及び事務局の運営/管理

責任をもって SBT 漁業を管理するため、委員会は効果的かつ効率的に運営される。

このカテゴリーには、他の RFMO との協調を含む、委員会、その補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略が含まれる。

#### C. メンバーの参加及び履行（遵守を含む）

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。

このカテゴリーには、MCS、制裁措置、途上国支援に関する戦略が含まれる。

A. SBT の管理に関するゴール	
ゴール	戦略
<b>1. SBT の再建</b>	
<p>1.1 資源は MSY を維持するレベルにある</p> <p><b>優先度：非常に高い</b></p>	<p>(i) タイムフレーム及び望ましい確率とともに暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する</p> <p>(ii) タイムフレーム及び望ましい確率とともに <math>B_{MSY}</math> を達成する目標資源量を採用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SBT 資源に関する委員会の目標を確認し、暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する (例 初期産卵親魚資源量の 20%) (2009 年 10 月年次会合において合意)</li> <li>▪ SBT 資源の再建のためのタイムフレームのゴールを設定する (SC 報告書に基づき 2011 年の年次会合において)</li> <li>▪ 会合の再建目標に関連した望ましい確率について合意する (SC 報告書に基づき 2010 年の年次会合において)</li> </ul> <p>(iii) 資源をそれ以上低下させない限界値を設定し、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2010 年の年次会合において、現行の SSB を限界値とすることで合意済み</li> <li>▪ メタルール・プロセスを含む MP 採択の一環として、2011 年に規則を検討する</li> </ul>
<b>2. TAC を設定するための信頼できる科学的根拠</b>	
<p>2.1 管理方式が TAC の設定に関する指針を提供するために使用される</p> <p><b>優先度：高い非常に高い</b></p>	<p>(i) 再建目標及びタイムフレームを完成させるため科学委員会に管理方式をレビューさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パラメーター及び管理方式 (MP) の候補の決定規則が、会合の管理目的に貢献することを確保するためにレビューする (2011 年)</li> <li>▪ MP の候補を開発し、好ましい候補を採用する (2011 年)</li> </ul> <p>(ii) 世界的な TAC の設定のために MP をインプットとして使用する (2011 年から)</p> <p>(iii) 資源状況をレビューする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 資源及び漁業指標をレビューする (毎年)</li> <li>▪ 詳細な資源評価を実施する (3 年ごと)</li> </ul>
<b>3. 科学的助言の質及び提供</b>	
<p>3.1 正確な検証済みのデータが時宜を得て科学委員会及び委員会に提出される</p> <p><b>優先度：非常に高い</b></p>	<p>(i) 委員会が全ての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴール 8 も参照 (監視、管理及び取締り)</li> </ul> <p>(ii) 科学的データの検証に関する共通の基準/手続きを採用及び導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴール 8 も参照 (監視、管理及び取締り)</li> </ul> <p>(iii) 商業上の機密科学データに関する規則を設定する (例 操業上の漁獲及び努力データ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 機密性に関する規則及び他の関連する規則を設定する (すわなち用</li> </ul>



	<p>途、所有権)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ メンバーが SBT 死亡の全ての発生源に関する正確かつ完全なデータを報告するためのデータ提供規則について合意する</li> </ul> <p>(iv) CCSBT17においてオーストラリアが地域オブバーバー計画 (ROP) に関して提案した意見を含め、ROP の策定の可能性を検討する。適切な場合には、全ての SBT 漁業及び蓄養活動に適用する ROP を策定する</p>
<p>3.2 科学的プロセスは、管理についての決定に関して利用可能な最善の独立した助言を提供する</p> <p><b>優先度：中程度/高い</b></p>	<p>(i) 科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする</p> <p>(ii) メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクトを含め CCSBT の調査計画を策定する (2012 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ CCSBT 5 年調査計画を実施する</li> <li>▪ 委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する (例 CCSBT 標識放流計画)</li> </ul>
<p><b>4. 生態学的関連種</b></p>	
<p>4.1 SBT 漁業による生態学的関連種へのリスクが特定され適切に管理される</p> <p><b>優先度：高い/中程度</b></p>	<p>(i) 各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告 (パラ 3)、緩和措置の導入 (パラ 2) 及び SBT 漁業のリスク評価 (パラ 7) を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全てのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する</li> <li>▪ ERS に関する勧告の実施をレビューする</li> <li>▪ 混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保する ERS に関するデータ提供要件について合意する。仮に他の RFMO (例 WCPFC、IOTC) において ERS データ報告に関する適切な手続きが実施されているのであれば、これらを通じてできるかもしれない</li> <li>▪ 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する</li> <li>▪ 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する</li> </ul> <p>(ii) データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する (上記参照)</p>
<p>4.2 SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターする</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する</p>
<p><b>5. 配分</b></p>	

<p>5.1 条約第 8 条(4)に基づき、全世界の TAC を新規参入を含むメンバー間で配分する</p> <p><b>優先度：中程度/高い</b></p>	<p>(i) メンバーの配分に影響を与える CCSBT の既存の決定を実施する</p> <p>(ii) 条約第 8 条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する</li> </ul>
<p><b>6 柔軟な管理取り決め</b></p>	
<p>6.1 SBT 資源は効率的に漁獲され、メンバー及び協力的非加盟国には TAC を守るインセンティブが生じる</p> <p><b>優先度：低い/中程度</b></p>	<p>(i) 長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟な管理取り決めに導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する（MP の下での 3 年間のブロック・クォータに関する規則の一部として検討され得る）</li> <li>▪ メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する。これは合意されたレベルに達するような資源規模であることが条件であるかもしれない</li> <li>▪ 枠組みを決定し導入する</li> </ul>
<p>6.2 SBT 漁獲能力と漁業機会を均衡させる</p> <p><b>優先度：低い/中程度</b></p>	<p>(i) 漁獲可能な量に対応する漁業の能力を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力を自己評価する</li> <li>▪ 船籍が置かれる国/漁業主体が必要に応じて是正措置をとる</li> <li>▪ 事務局によって管理される CCSBT 現役船リストに関する提案を作成する</li> <li>▪ 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威を評価する</li> <li>▪ 漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護を得る</li> </ul>
<p>6.3 メンバーは、漁獲した SBT の価値を最大化することができる</p> <p><b>優先度：低い</b></p>	<p>(i) 最大経済生産量を分析する（MEY、すなわち、それぞれのメンバーの漁獲戦略が異なっていることを認識しつつ、全体として当該漁業に関して最大の利益が得られる漁獲量又は努力量のレベルのこと。現在の資源状況においては、これは長期的なゴールになるであろう）</p> <p>(ii) 漁獲戦略を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 再建のためのリファレンス・ポイントとして最大経済生産量を採用することを含め、SBT 資源から得られる利益を最大化させる代替的な漁獲戦略を評価する</li> <li>▪ 資源が再建した際には、増加漁獲量の利益を配分する</li> </ul>

<p><b>B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール</b></p>	
<p><b>ゴール</b></p>	<p><b>戦略</b></p>
<p><b>7. 委員会の運営</b></p>	
<p>7.1 委員会は効果的・効率的に運営する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 委員会プロセスを合理化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会プロセスの合理化のための方法を特定する（年次及び諮問会合も含む）</li> </ul>

	<p>(ii) 議長及び副議長の関与を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 議長及び副議長の2年間の任期（2年間の延長可）について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する</li> </ul> <p>(iii) 地域漁業管理機関間で業務を調整する（例 転載管理、ERS の管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する</li> </ul> <p>(iv) 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的に実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する（タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準（まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む）、独立専門家の関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む）</li> </ul>
<p>7.2 委員会の活動は、オープンかつ透明性がある</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 決定の根拠は文書にて明示する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する</li> </ul> <p>(ii) CCSBT の手続規則に基づき、委員会文書の公開を継続する</p> <p>(iii) CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーへの関与を認めることを継続する</p>
<p>7.3 最新の漁業管理基準（例 予防原則、生態系管理）が委員会の決定に組み込まれる</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i) 条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ/又は、例えば管理方式や ERS の管理措置の採択の際などにおいて、委員会の決定を通じて組み込む（後者の選択肢がより効果的であることに留意）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予防原則が適用され、生態系管理が組み込まれることが担保される管理方式のためのパラメーターを設定する</li> <li>▪ 科学委員会に対して、委員会への助言に基準（予防、生態系）を組み込むよう要請する</li> <li>▪ 基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする</li> </ul> <p>(ii) 最新の漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の現行の任務を明確化する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ SFMWG の現行の任務を明確に定義する</li> <li>▪ SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める</li> </ul>

C.メンバーの参加及び実施に関するゴール	
ゴール	戦略
<b>8. 監視、管理及び取締り</b>	
<p>8.1 統合され、目標を定めた、費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置が、委員会のゴールにかなうよう稼動する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 合意された MCS 措置をメンバーが実行する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会の保存管理措置チェックリストを作成し、全ての漁業に関して正確なデータが得られるよう遵守委員会において同チェックリストに基づきメンバーを評価する（2009年以降）</li> <li>▪ データの整合性を確保するための基準及び手続きを採択する（例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割合の程度や、検査の割合の程度）（2009年又は2010年年次会合）</li> </ul> <p>(ii) MCS 戦略を策定し実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する</li> <li>▪ 実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップを特定する</li> <li>▪ 必要な変更を実施するための計画を策定する</li> </ul> <p>(iii) 漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養及び貿易など）における十分な遵守を確保すべく、全てのメンバー及び協力的非加盟国の取組を強化する（2011年以降）</p> <p>(iv) SBT 貿易データのレビューを行うこと等を通じて SBT 市場の拡大を監視する（2011年以降）</p> <p>(v) 遵守に関するデータの交換を促進すべくデータの機密性に関する規則の実施に合意する</p> <p>(vi) 事務局の職員として専任のコンプライアンス・オフィサーを採用するか、又はそれに変わる手段を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務局に提出された MCS データを分析し、かかるデータの傾向を毎年報告する</li> <li>• 事務局に提出されたデータに基づき既存の MCS 措置の有効性を評価する</li> <li>• CCSBT による遵守に関する取組を管理及び監視する</li> </ul>
<b>9. メンバーの義務</b>	
<p>9.1 全てのメンバーが CCSBT の規則を遵守する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) 保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務（例 国連公海漁業協定）に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について定期的に監査を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 上記参照（8.1）</li> </ul> <p>(ii) 公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例 過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブを定める</p>
<b>10. 途上国支援</b>	
<p>10.1 途上国及び協力的非加盟国が委員会の管理措</p>	<p>(i) 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 途上国のメンバー及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会</li> </ul>

<p>置及び他の要件を遵守することができる</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 支援の提供方法について特定する（技術向上、派遣、ワークショップなど）</li> <li>▪ 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する</li> </ul>
<p><b>11. CCSBT への参加</b></p>	
<p>11.1 SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関(REIO)及び主体を SBT の管理に協力させる</p> <p><b>優先度：中程度</b></p>	<p>(i)CCSBT への加入資格を REIO まで拡大するための方法を策定する（拡大委員会への加盟に関する検討を含む）</p> <p>(ii)CCSBT の協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する</p>
<p>11.2 寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう奨励する</p> <p><b>優先度：高い</b></p>	<p>(i) SBT に関係する重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定するためのプロセスを策定し、かかる国々に対して CCSBT の管理措置への実施協力を要請する</p>

### 3. 行動計画案

(「⇒」は2010年に実施中のもの。「✓」は2010年までに完了しているもの。)

優先度		短期		中期		長期	
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++	
<b>A) SBTの管理</b>							
<b>1</b>	<b>SBTの再建</b>						
1.1(i&ii)	タイムフレーム及び望ましい確率(⇒)とともに目標(B <sub>MSY</sub> )及び暫定的な再建目標のリファレンス・ポイント(SSB0の20%) (✓)を採択する	非常に高い	⇒				
1.1(iii)	資源をそれ以上低下させない限界値を設定し(✓)、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける(⇒)	非常に高い	⇒				
<b>2</b>	<b>TACを設定するための信頼できる科学的根拠</b>						
2.1(i)	パラメーター及び管理方式(MP)の候補の決定規則が、会合の管理目的に貢献することを確保するためにレビューする	高い	⇒				
2.1(i)	MPの候補を開発し、好ましい候補を採択する	高い	⇒				
2.1(ii)	世界的なTACの設定のためにMPをインプットとして使用する	非常に高い					
2.1(iii)	資源及び漁業指標をレビューする(毎年)	非常に高い					

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
2.1(iii)	詳細な資源評価を行う（3年ごと）	非常に高い					
<b>3</b>	<b>科学的助言の質及び提供</b>						
3.1(i)	委員会が全ての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する	非常に高い	✓				
3.1(ii)	科学的なデータの検証に関する共通の基準/手続きを採用及び導入する	非常に高い					
3.1(iii)	機密性に関する規則及び商業上の機密科学データに関する他の関連規則を設定する	非常に高い	✓				
3.1(iii)	メンバーが SBT 死亡の全ての発生源に関する正確かつ完全なデータを報告するためのデータ提供規則について合意する	非常に高い	⇒				
3.1(iv)	ROP の策定の可能性を検討し、適切な場合には全ての SBT 漁業に関する計画を策定する	高い					
3.2(i)	科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする（必要に応じて）	中程度	⇒				
3.2(ii)	CCSBT 調査計画を策定する	高い					
3.2(ii)	CCSBT5 年調査計画を実施する	高い					
3.2(ii)	委員会及び/又はメンバーが必要な科学的調査を実施する	中程度	⇒				

優先度		短期		中期		長期	
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++	
<b>4</b>	<b>生態学的関連種</b>						
4.1(i)	全てのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する	高い	⇒				
4.1(i)	ERS に関する勧告の実施をレビューする	中程度	⇒				
4.1(i)	混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保する ERS に関するデータ提供要件について合意する	高い					
4.1(i)	他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する	中程度					
4.1(i)	他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採択する（必要な場合）	中程度					
4.1(ii)	データ報告を含め海域別 RFMO と調整及び協調する	中程度	⇒				
4.2(i)	ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する	中程度					
<b>5</b>	<b>配分</b>						
5.1(i)	メンバーの配分に影響を与える CCSBT の既存の決定を実施する	中程度	✓				



優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
5.1(ii)	メンバーへの配分に関する原則を設ける	中程度					
5.1(ii)	新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを策定し、TACの増加又は減少の際に適用する	中程度					
<b>6</b>	<b>柔軟な管理取り決め</b>						
6.1(i)	過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する	低い	⇒				
6.1(i)	メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する	低い					
6.1(i)	枠組みを決定し導入する	低い					
6.2(i)	船籍が置かれる国/漁業主体が国別配分に対応する漁獲能力を自己評価する	低い					
6.2(i)	船籍が置かれる国/漁業主体が是正措置をとる(必要があれば)	低い					
6.2(i)	事務局によって管理されるCCSBT現役船リストに関する提案を作成する	低い	✓				
6.2(i)	他の船団の過剰漁獲能力によるSBTへの脅威を評価する	低い					
6.2(i)	漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護を得る	低い					
6.3(i)	MEYを分析する	低い					

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
6.3(ii)	再建のためのリファレンス・ポイントとしてMEYを採択することを含め、SBT資源から得られる利益を最大化させる代替的な漁獲戦略を評価する	低い					
6.3(ii)	資源が再建した際には、増加漁獲量の利益を配分する						
<b>B) 委員会及び事務局の運営及び管理</b>							
<b>7</b>	<b>委員会の運営</b>						
7.1(i)	委員会プロセスを合理化するための方法を特定する	高い	✓				
7.1(ii)	議長及び副議長の2年間の延長の機会を含む2年間の任期について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する	高い	✓				
7.1(iii)	事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する	高い					
7.1(iv)	委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する(5年ごと)	高い					
7.2(i)	委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する	中程度	✓				
7.2(ii)	CCSBTの手續規則に基づき、委員会文書の公	中程度					

優先度		短期		中期		長期	
		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++	
	開を継続する		⇒				
7.2(iii)	CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーへの関与を認めることを継続する	中程度	⇒				
7.3(i)	予防原則が適用され、生態系管理が組み込まれることが担保される管理方式のためのパラメーターを設定する	中程度	⇒				
7.3(i)	SC に対して、委員会への助言に最新の漁業管理基準を組み込むよう要請する	中程度	✓				
7.3(i)	最新の漁業管理基準が委員会の決定に組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする	中程度					
7.3(ii)	SFMWG の現行の任務を明確に定義する	中程度					
7.3(ii)	SFMWG から委員会への助言に最新の漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に含める	中程度					
<b>C) メンバーの参加及び履行</b>							
<b>8</b>	<b>監視、管理及び取締り</b>						
8.1(i)	委員会の保存管理措置に関するチェックリストを作成する	高い	✓				
8.1(i)	全ての漁業に関して正確なデータが得られるよう遵守委員会において同チェックリストに基づきメンバーを評価する	高い	⇒				

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
8.1(i)	データの整合性を確保するための基準及び手続きを採択する	高い	⇒				
8.1(ii)	委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性を評価する	高い	⇒				
8.1(ii)	実施中の MCS 措置と必要となる改善又は追加的な措置との間のギャップを特定する	高い	⇒				
8.1(ii)	必要な変更を実施するための計画を策定する	高い	⇒				
8.1(ii)	特定された MCS 措置を実施する	高い	⇒				
8.1(iii)	漁場から市場までの SBT 漁業の各段階（転載、蓄養及び貿易など）における十分な遵守を確保すべく、全てのメンバー及び協力的非加盟国の取組を強化する	高い					
8.1(iv)	SBT 貿易データのレビューを行うこと等を通じて SBT 市場の拡大を監視する（2011年以降）	高い					
8.1(v)	遵守に関するデータの交換を促進すべくデータの機密性に関する規則の実施に合意する	高い					
8.1(vi)	事務局の職員として、専属的なコンプライアンス・オフィサーを採用することを検討する	高い					
<b>9</b>	<b>メンバーの義務</b>						
9.1(i)	保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの履行、取締り及び遵守状況について監査を行う(8.1(i)と関連する)	高い	⇒				

優先度			短期		中期		長期
			2010年	2011年	2012年	2013年	2014年++
9.1(ii)	公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き並びに遵守を促進するためのインセンティブの設定	高い					
<b>10</b>	<b>途上国支援</b>						
10.1(i)	途上国のメンバー及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する	中程度	⇒				
10.1(i)	支援の提供方法について特定する	中程度	⇒				
10.1(i)	委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する	中程度					
<b>11</b>	<b>CCSBT への参加</b>						
11.1	SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関(REIO)及び主体を SBT の管理に協力させる	中程度		EC への加盟を検討		EC への加盟を検討	
11.2	SBT 漁船の重要な寄港国となっている又はなりそうな非メンバー国を特定するためのプロセスを策定し、かかる国々に対して CCSBT の管理措置への実施協力を要請する	高い					

## 遵守委員会作業部会のセッションに関する報告書

### はじめに

遵守委員会作業部会は、第 6 回遵守委員会会合に先立って各種課題を検討し、バリにおける当該会合での審議を円滑に進めるべく開催された。

作業部会は、遵守計画及びそれに関連する 4 つの遵守政策提言の策定に関する課題について議論した。メンバーから提出された文書に対する議論も行われた。

メンバーは、同計画及び政策について多大なる作業を行った遵守委員会議長、独立コンサルタント及び事務局長に対して謝意を表明するとともに、全ての義務と要件が単一の文書に記載されていることは極めて有用である点を指摘した。

### 遵守計画

遵守計画の中には、多くの課題が含まれていること、並びに人的及び財政的な制約から同計画に記載される作業は優先順位付けされるべきことについて懸念が示された。同計画が完成した場合には、時間をかけて段階的にこれを採択していくことがより効果的で、また、かかる懸念の一部を多少なりとも解決するものになる可能性があるとの提案があった。メンバーの意見を考慮した改訂版の計画は、バリ会合に提出され検討されることとなった。

### 遵守政策 1

CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件を規定する遵守政策 1 が、綿密に議論された。同文書は、計画立案のための、及びメンバー対して自身の義務を認識ための参照文書として極めて有益であることが合意された。

欧州連合は、実行中の遵守制度を支援しその実施を約束することを再度主張する一方で、当該措置の一部に関しては、それを遵守することは、特に SBT が非対象種であり混獲として漁獲されている又は配分量が極めて少ない協力的非加盟国にとって過剰な負担となり得る可能性があることを指摘した。欧州連合は、機関の全体的な目的は維持しつつ CNM の個別の事情に釣り合うよう、かかる義務にある程度の柔軟性を持たせるよう要請した。

遵守政策には、現在合意されている義務以上のものを求める履行要件が一部含まれていることに留意しつつ、全ての義務及び現在合意されている最低履行要件のみを含めるべく、10月の会合前に遵守政策 1 の別添を修正することが合意された。したがって、10月の会合においてこれをレビューすることとなり、義務を強化することとなる優先分野における追加的な要件が特定され追記される可能性がある。メンバーは、TAC 及び国別配分の遵守が優先的課題であると特定した。

## **遵守政策 2**

遵守政策 2 に規定された監査に関する原則は、有望な構想であるとの一般的な合意があった一方で、必要となる関連経費及び人材に関する懸念も示された。

さらに、監査員間の整合性を確保する観点から、国際漁業管理及びそれに関連した業務に経験を有する単一の監査員（又は監査会社）を利用することが望ましいであろうことが合意された。これは、より財政的に実現可能な解決方法であると考えられた。

作業部会は、10月会合前に監査政策を修正すること、及び可能な限り監査に掛かる概算の提供を受けられるようにすることに合意した。

## **遵守政策 3**

遵守政策 3 に関する議論の結果、キャパシティ・ビルディング並びに TAC 及び国別配分の遵守に重点を置きつつ、これを簡潔にすべきことに合意した。かかる優先分野における手続きは簡潔にすべきこと、そして、CC が委員会に対して勧告を行う主体であることを明確にするために、その任務及び責任に若干の修正を加えるべきことが留意された。

## **遵守政策 4**

遵守政策 4 について議論が行われ、データ機密性、標準化されたデータの収集、及び情報共有における遵守委員会の任務が重要事項の中心となることが留意された。

メンバーは、遵守計画及び関連する政策文書において多くの点を修正するよう要請し、これらは、バリでの遵守委員会会合に向けて、同計画及び政策文書の修正版に反映されることとなった。

## **メンバーから提出されている遵守に関する文書**

さらに、作業部会は以下の 2 つの課題について議論を行った。

- 遵守の強化に関する決議のための日本提案（CCSBT-SMEC/1108/06）
- 地域オブザーバー計画の設立に関するオーストラリア提案

広範な議論の結果、日本及びオーストラリアは、それぞれの提案を修正し、かかる修正文書を 10 月の遵守委員会に提供することが合意された。

## インドネシアから日本に輸出された CDS 文書及び標識を伴わない SBT についてのインドネシアからの報告

インドネシア漁船から日本に向けて SBT を輸出しようとした 1 事例に関して、1913.1 kg の SBT (75 尾の SBT) が、漁獲モニタリング様式及び CCSBT 標識を伴わない形で日本に向けて輸出されたことが判明した (2010 年 11 月 22 日付け川島哲哉氏からの e-mail による情報)。

インドネシアは直ちに行動を起し、当該漁船の船主及びインドネシアまぐろ協会会長に対して、ジャカルタで開催される会合への出席を要請した。この船主及び会長は、2010 年 11 月 30 日に開催された会合に出席した。同会合において、同船主は、船員が SBT の取扱いを間違えたことを認めるとともに、同船の船員達は新入りで SBT とめばちを見分けることができなかったと説明した。さらに、同船主は、以下の事項を実施することを約束した。

1. CCSBT が採択した決議を遵守すること
2. 再発防止に向け最善を尽くすこと
3. 再度違反が発生した場合、当該会社は、インドネシア政府によって科されるいかなる制裁も受け入れること
4. 当該会社は、インドネシア漁業総局に依頼して、同局の職員を日本に派遣させ、丸の SBT に SBT 標識を装着させるとともに漁獲モニタリング様式を完成させること

このような解決策に従い、インドネシアは、事務局宛に書簡を送付し、日本に 1 名の職員を派遣することについて、委員会の承認を求めた。事務局は、当該書簡をメンバーに回章した (CCSBT 回章 2010-012)。

回章 2010-012 の結果、CCSBT 回章 2011-001 をもって、CCSBT は、委員会の全てのメンバーがインドネシアの職員を日本に派遣することに合意し、インドネシア政府からの提案を受け入れることを報告した。

2011 年 2 月 21 日、横浜港において 75 尾の SBT 全てに対して標識が装着された。

再発防止のため、インドネシアとしては、以下のとおり必要な措置を実施することとする。

1. まぐろ協会との会合をより頻繁に実施すること
2. 漁船の船主又は船頭に対して次の事項を要請すること。 a) 必要な能力を有している船員/労働者を雇用すること、 b) SBT と他のまぐろ類を見分け、船上及び水揚げ後におけるまぐろの取り扱い方法を把握できるよう新入りの労働者に対する訓練を新たに実施すること。



3. 同様な事例が生じた場合には、いかなる船舶に対しても制裁を科す（インドネシアの規則に従い漁業許可の停止又は取消しを行うことを含む）こと
4. **CCSBT** の許可船舶リストへの漁船の登録プロセスにおいて、厳格な規制を適用すること

ありがとうございました。